

川崎市立下平間小学校PTA個人情報取扱規則

第1条(目的)

この規則は川崎市立下平間小学校PTA(以下「本会」と称す)の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条(責務)

本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規則に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

第3条(個人情報の定義)

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

第4条(管理者)

本会における個人情報の管理者は会長とする。

第5条(取扱者)

本会における個人情報の取扱者は役員及び各委員会の正副委員長と任命された委員とする。

第6条(守秘義務)

個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7条(個人情報の取得)

個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示し、原則として本人から直接取得する。また、円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得する。

- (1) 会員の氏名・連絡先(住所・電話番号・携帯番号・メールアドレス)
- (2) 会員の子どもの氏名・クラス
- (3) 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真

第8条(個人情報の利用目的)

取得した個人情報は以下の目的のために利用する。

- (1) PTAの活動における連絡および名簿の作成
- (2) PTA会費集金・管理、文書の送付
- (3) 広報誌の作成などにおける写真等
- (4) 幸区PTA協議会、川崎市PTA連絡協議会等上部団体からの依頼

第9条(個人情報の利用制限)

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。

第10条(管理)

個人情報、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要になった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに破棄するものとする。

第11条(保管および持出等)

個人情報の入った電子媒体(USB等)を取り扱う際は、インターネット等に流出しないよう十分に注意する。用紙等に記載された個人情報は鍵のついた棚にて管理をする。また、持ち出す場合は第三者が入手することや閲覧がないように配慮する。

第12条(第三者提供の制限)

個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第13条(共同利用)

本会は、川崎市立下平間学校と使用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

1. 利用する項目:第7条で定める通り
2. 利用するものの範囲:川崎市立下平間小学校と本会
3. 利用目的:第8条で定める通り
4. 責任者:第4条で定める通り

第14条(第三者提供に係る記録の作成等)

個人情報を第三者(第12条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)提供する対象者の氏名
- (3)提供する情報の項目
- (4)対象者の同意を得ている旨
- (5)提供者の氏名

第15条(第三者提供を受ける際の確認等)

第三者(第12条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)提供を受ける対象者の氏名
- (3)対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)
- (4)提供を受けた担当者の氏名

第16条(情報の開示等)

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第17条(情報漏えい対策)

個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。管理者は報告内容確認後、速やかに解決にあたる。問題がある時はしかるべき機関へ報告する。

第18条(研修)

本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

第19条(苦情の処理)

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第20条(改正)

本規則はPTA会則の細則に定める。

附則 本規則は、令和3年7月1日より施行する。